

令和6年度 那覇市まなびクーポン事業業務委託仕様書

1 委託業務名 令和6年度 那覇市まなびクーポン事業業務委託

2 業務目的

貧困を背景とする学力格差については、小学校4年生以降から大きく差が開きはじめ、年齢が上がるにつれ、貧困世帯の平均的な学力は低下し、低学力のまま年齢があがると、学力を高めることが難しくなってくるとされている。

また、調査等によると、学習塾等の学校外活動費は小学校4年生～6年生において平均年額約12万円、中学生においては平均年額25万円とされ、貧困世帯では、経済状況により学校外教育が十分に受けられない状況が生じ、それらが学力格差の大きな理由の一つとなっている。

本事業では、家庭の経済的な理由で学校外教育を受けることができない、市内の生活保護受給世帯、準要保護世帯及び児童扶養手当受給世帯の小学校4年生～中学校3年生の児童生徒（以下「対象児童」という。）に対し、年間を通して切れ目なく学習塾代等を助成（以下「クーポン」という。）し、放課後の教育格差を解消することで、対象児童の学力向上を図り、将来的な貧困の連鎖の解消へと導くことを目的とする。

3 対象児童 ※年度中に転出入等により増減の可能性あり

市内在住の生活保護受給世帯、準要保護世帯及び児童扶養手当受給世帯の小学4年生から中学3年生の児童生徒約4,700名のうち、本市がまなびクーポンを助成する者として決定をした対象児童（以下「利用者」という。）

4 助成対象サービス

小学校の学習指導要領に示された各教科のうち、国語、社会、算数、理科、英語及びプログラミングの学力向上が見込める学習塾、家庭教師、通信教育等の教育サービス（以下「教育サービス」という。）とする。

5 助成金額

- ・小学生1人あたり最大8万4千円（月額7千円相当）
- ・中学生1人あたり最大12万円（月額1万円相当）

6 見積上限額

委託料 188,374,067円（消費税及び地方消費税含む。）

内訳 運営事務費（事業者の提案により金額の変動あり）42,934,067円

クーポン交付額（固定額） 145,440,000円

7 委託期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

8 業務内容

(1) 事業の全体管理

事業の円滑かつ効果的な実施のため、事業計画及び事業の全体管理を行うこと。

(2) クーポン発行

- ① クーポンのデザイン設計・印刷及び発行等を行うこと。

ただし、クーポンの利用期限は令和7年2月末日までとする。

- ② クーポンに偽造複製防止策を講じ、転売、その他不正利用を防止すること。

- ③ クーポン発行の手法は紙媒体に限定しない。

(3) 事業説明関係資料の作成

以下の表に掲げる利用者及び教育サービスを利用者に提供する事業者（以下「登録事業者」という。）に向けた当事業の手引きや申請書類等を作成すること。

様 式	
1	那覇市まなびクーポン交付申込書
2	那覇市まなびクーポン交付（不交付）決定通知書
3	那覇市まなびクーポン交付申込内容変更・廃止届出書
4	那覇市まなびクーポン交付取消通知書
5	那覇市まなびクーポン登録事業者登録申請書（以下「登録申請書」という。）
6	那覇市まなびクーポン登録事業者登録決定（却下）通知書
7	那覇市まなびクーポン登録事業者登録取消通知書
8	那覇市まなびクーポン登録事業者登録申請内容変更届出書
9	那覇市まなびクーポン登録事業者登録抹消届出書
利用者関係資料	
1	那覇市まなびクーポン利用者の手引き
事業者関係資料	
1	那覇市まなびクーポン登録事業者登録申請案内
2	那覇市まなびクーポン登録事業者募集要項
3	那覇市まなびクーポン登録事業者登録申請書記入例
4	那覇市まなびクーポン登録事業者の手引き（以下「事業者の手引き」という。）

(4) 事業周知

本市と連携し、事業周知、登録事業者の登録の推進など広報を行うこと。

(5) 問合せ対応

利用者及び登録事業者からの問合わせがあった場合、これに対応すること。

(6) 利用者関係

- ① 利用者にまなびクーポンを発行すること。

- ② 利用者に対し「まなびクーポン利用者の手引き」を配付し使用方法等を周知すること。

- ③ 登録事業者の名称、所在地、連絡先、事業内容等をリスト化し、WEBサイト當に掲

載し、利用者に対して利用先の周知を図ること。

(7) 登録事業者関係

- ① 教育サービスを提供している事業者（以下「教育サービス事業者」という。）に対して申請登録の働きかけを行うこと。
- ② 教育サービス事業者のうち、登録を希望する者（以下「登録申請事業者」という。）から登録申請書及び当該事業者の営業実態を確認できる添付資料を取得し、登録申請を受け付けること。
- ③ 登録申請事業者の営業実態を確認し、確認できた事業者のリストを作成の上、市に納品したのち、登録申請書原本及び添付書類を本市へ提出すること。
- ④ 登録申請事業者のうち、営業実態の確認が困難な事業者の実態調査を実施とともに、調査を行った結果について本市に報告すること。また、事業開始後、不正利用等の疑義がある登録事業者があった場合、当該事業者の事業所に訪問調査を行い、調査結果を本市に報告すること。
- ⑤ クーポンの取扱い方法、請求方法等について記載した「事業者の手引き」を登録事業者に送付して案内を行い、必要に応じて説明を行うこと。
- ⑥ 登録事業者情報に変更があった場合、最新の登録事業者の名称、所在地、連絡先、事業内容等のデータを本市へ提供すること。
- ⑦ 利用者が希望する教育サービス事業者が登録事業者でない場合、要望に応じて当該事業者に対して登録の働きかけを行うこと。
- ⑧ 令和7年度の登録の継続、事業内容(対象者・人数・交付額・利用期間等)の予定について周知すること。
- ⑨ その他
必要に応じて適宜登録事業者の募集及び受付に関する業務を行うこと。

(8) クーポン処理

- ① 登録事業者から請求を受けたクーポン利用による教育サービスの代金について、登録事業者に支払うこと。
- ② 登録事業者から提出されるクーポンの利用実績等を毎月集計し、次の事項について本市に報告すること。
 - ・利用者ごとの利用の有無
 - ・利用者ごとの利用額及び利用先
 - ・登録事業者ごとの利用人数、利用額
- ③ 利用者の利用実績等とクーポンの照合等を行うこと。

(9) 利用促進及び関係機関との連携

本市と連携し、利用者のクーポン利用促進のための業務を行うこと。

利用者とその保護者に訪問やメール・電話等によりアプローチし、利用に関する相談を受け、一人ひとりのニーズに合わせた支援を行うこと。

また、中学生自身から高校進学や就職など、将来を見据えた選択等についての相談対応が求められる点を考慮し、適宜支援を行うこと。

(10) アンケート等の実施

事業効果、課題抽出及び事業の方向性を定めるため、アンケート等による調査を実施、集計及び分析を行うこと。

- ① 利用者及び保護者アンケート調査（1回以上）
- ② 登録事業者アンケート調査（1回）

(11) その他

本市より利用者の登録情報に変更が生じた旨連絡があった場合、速やかに対応すること。特に、交付廃止の届出や交付資格の取消があった場合においては、登録事業者に対して速やかに報告すること。

9 実施場所

那覇市内ほか

10 実施体制

本市と協議の上、本事業実施に必要な人員を確保すること。ただし、次の表に掲げる職員は必ず配置すること。

役職等	主な業務内容
業務管理者	・受託事業の全体管理 ・セキュリティ管理
利用促進担当者	・利用者への利用促進に関する業務 ・利用者の抱える課題等の市への情報共有に関する業務等
登録事業者担当者	・教育サービス事業者の登録申請促進、登録受付及び問合せ対応業務
クーポン請求担当者	・クーポンの処理及びデータ管理に関する業務等
アウトリーチ担当者	・支援関係機関との連携、利用者・登録事業者訪問等の業務等
効果測定担当者	・アンケート等の調査表作成、集計、分析等の効果測定

業務管理者以外の職務については兼務を可とする。

なお、業務管理者に変更が生じた場合は速やかに本市に届出を行うこと。

11 実施スケジュール

年 月	内 容
令和6年4月～	クーポン利用受付
令和6年4月～	利用者・保護者アンケート調査（利用開始時）
令和7年2月	クーポン利用終了
令和7年2～3月	アンケート調査集計・分析 令和6年度の利用人数、利用額等を確定し、実績報告 ※提出期限：令和7年3月17日

12 委託料

本市からの委託料のうち、クーポン利用による教育サービスの代金は、消費税の課税を別途行わず、実際に利用者がクーポン利用によりサービスの提供を受けた金額について請求すること。

13 守秘義務

業務上知り得た秘密を、本契約の継続中はもとより、契約が完了した後においても、第三者に漏らしてはならないこと。

14 個人情報保護及び情報セキュリティの確保

個人情報保護や情報セキュリティについては、本契約の際「個人情報の取扱いを定める特約」及び「情報セキュリティに関する特記事項」を定め遵守すること。

15 その他

- (1) 労働基準法その他の法令規則を遵守すること。
- (2) 本仕様書に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、速やかに本市と協議しその指示を受けること。